

# 青森県報

第三千百九十五号

平成二十二年  
二月五日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………	(健康福祉課) ……	一
生活保護法による介護機関の指定……………	(同) ……	一
右 同……………	(同) ……	二
右 同……………	(同) ……	二
生活保護法による指定介護機関の名称及び所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出……………	(同) ……	二
生活保護法による指定介護機関の名称及び所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出……………	(同) ……	三
生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護支援事業所の所在地変更の届出……………	(同) ……	四
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定……………	(同) ……	五
右 同……………	(同) ……	五
右 同……………	(同) ……	五
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の名称及び所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出……………	(同) ……	六
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の名称及び介護予防事業所の名称変更の届出……………	(同) ……	六

## 告 示

## 示

### 青森県告示第五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名 称	主たる事務所所在地	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	廃止年月日	
	名 称	所在地				
社会福祉法人 つがる三和会	弘前市大字三和字上恋塚一	九	訪問介護	ホームヘルプステーション いたや荘	北津軽郡板柳町大字辻字岸田六六	平成 三〇・九・三〇

### 青森県告示第五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名 称	主たる事務所所在地	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	指定年月日	
	名 称	所在地				
石岡道久	八戸市大字三石町二四石岡	九	居宅療養管理指導	いしおかデンタルクリニック	八戸市大字三石町二四石岡	平成 三〇・八・一
社会福祉法人 つがる三和会	弘前市大字三和字上恋塚一	九	訪問介護	ホームヘルプステーション いたや荘	北津軽郡板柳町大字辻字岸田六六	平成 三〇・九・三〇

青森県告示第五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年二月五日

青森県知事 三村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防の種類	介護予防事業所		指 定 年 月 日
			名 称	所 在 地	
株式会社めぐみ	弘前市大字紺屋町二五七	介護予防訪問介護	指定訪問介護事業所めぐみの風	弘前市大字紺屋町二五七	平成 三・三・二五
石岡道久	八戸市大字三日町二四石岡商事ビル二階	介護予防居宅療養管理指導	いしおかデンタルクリニック	八戸市大字三日町二四石岡商事ビル二階	三・八・一
社会福祉法人つがる三和会	弘前市大字三和字上恋塚一	介護予防訪問介護	ホームヘルプステーションいたや荘	北津軽郡板柳町大字辻字岸田六六	三・一・一

青森県告示第五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年二月五日

青森県知事 三村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		

青森県告示第五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年二月五日

青森県知事 三村 申 吾

三和工業株式会社	弘前市大字小沢大開四五の五	サンワ訪問介護	弘前市大字小沢大開二〇五の二〇	平成 三・八・一
社会福祉法人寿栄会	八戸市大字市川町字夏秋四	いしどう寿楽荘居宅介護支援事業所	八戸市石堂二丁目二九の七	三・三・一
合同会社居宅介護支援センターしらはま	八戸市大字鮫町一字妻ノ神一の一	居宅介護支援センターしらはま	八戸市大字鮫町一字妻ノ神一の一	三・一・一

変更後	変更前	変更後	変更前	区 分		変更後	変更前
				名 称	居宅介護事業者		
株式会社めぐみ	三和工業株式会社	弘前市大字小沢字大開四五の五六	弘前市大字小沢字大開四五の五六	訪問介護	サンワ訪問介護センター	三・三・一	平成 三・九・一
七紺屋町二五	弘前市大字常盤野字湯段三の二四五	弘前市大字常盤野字湯段三の二四五	弘前市大字常盤野字湯段三の二四五	指定訪問介護事業所めぐみの風	サンワ訪問介護事業所めぐみの風	三・三・一	

変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
振地社 興域団 協医法 会療人	協医法人公 会療人益社 振地地社 興域団	振地社 興域団 協医法 会療人	協医法人公 会療人益社 振地地社 興域団	振地社 興域団 協医法 会療人	協医法人公 会療人益社 振地地社 興域団	振地社 興域団 協医法 会療人	社市法社会 協社人む福 議会むつ社	社市法社会 協社人む福 議会むつ社	ケア株式 ミツ会 スト社	調剤有 薬限 局公 振地社
	"		"		三二東 丁区京 目平都 六河千 の町代		一丁一 目市金 八中央の	一丁一 目市金 八中央の		一石弘 の渡前 二市 二一市 丁目大 目字
	療短 養期 介入 護所		シビ通 ヨリ所 ンテリ ハ		シビ訪 ヨリ問 ンテリ ハ		訪問 介護		管理居 指宅療 導養	
ン健東振地社 タ福通興域団 ー社村協医法 セ保会療人	"		"		うは健護東 ぶな施老通 のし設人村 よの保介		一バ一む シムつ ョス市 ンテホ		黒調ア 石剤普 店薬局	
	"		"		の又村下 二字大北 里字郡東 一砂通 七子		一丁一 目市金 八中央の	一丁一 目市金 八中央の	四黒 七石 の市 三寿 丁目	
	"		"		三・三 一		三・九 二四		三・四 一	

変更後	変更前	区 分	
株三和 式工業 会社		名 称	介 護 予 防 事 業 者
四小弘 五沢前 の市大 五字大 六開字		所主たる の所在 地事務	介 護 予 防 事 業 者
訪介護予 問護防 護防		類事業の の種防	介 護 予 防 事 業 者
シ問サン ヨスンテ ンテ訪	問サンワ 介護訪	名 称	介 護 予 防 事 業 所
二二小弘 〇〇沢前 五字大 一開字		所 在 地	介 護 予 防 事 業 所
三・九 一	平成	年 月 日 更	

青森県知事 三 村 申 吾

平成二十二年二月五日

青森県告示第六十号  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十条の二第二号の規定により告示する。

変更後	変更前	変更後
協医法人公 会療人益社 振地地社 興域団	振地社 興域団 協医法 会療人	協医法人公 会療人益社 振地地社 興域団
"	"	"
通所 介護		訪問 介護
一社村協医法人公 セ保会療人益社 ンタ福通興域団	ン健東振地社 タ福通興域団 セ保会療人	一社村協医法人公 セ保会療人益社 ンタ福通興域団
"	"	"
"	"	"

変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
振地社 興域団 協医法 会療人	協医法公 会療人益 振地社 興域団	振地社 興域団 協医法 会療人	協医法公 会療人益 振地社 興域団	振地社 興域団 協医法 会療人	協医法公 会療人益 振地社 興域団	振地社 興域団 協医法 会療人	社市社 協社人 議会む 会福社	社市社 協社人 議会む 会福社	ケア株 ミツ式 ストル会社	調剤有 薬劑限 局薬会社
	"		"		三二東 丁目区京 目平都 六河千 の町代		一丁一 目市市 八中央谷	一丁一 目市市 八中央谷		一石弘 の渡前 二市 二一市 丁目大字
	療短介 養期護 介入予 護所防		シビ通介 ヨリ所護 ンテリ予 ンテリ八防		シビ訪介 ヨリ問護 ンテリ予 ンテリ八防		訪介 問護 議予 会防		管居介 理宅護 指導療予 導養防	
ン健東振地社 タ通興域団 ！福通協医法 ！社村協会療 ！社保会療人	"	"	"	うは健護東 ぶな施老通 ！し設人村 ！のよの保介		！パムむ ！シームつ ！ヨスヘ市 ！ンテルホ		黒石調 店劑薬 振地局 振地局		
	"		"	の又村下 二丁目北 里大郡東 一砂通 七子		一丁一 目市市 八中央谷	一丁一 目市市 八中央谷		黒石四 市七 寿三 町	
	"		"	三・三 一		三・九 二四		三・四 一		

変更後	変更前	区分
く株式会社 み	弘前市大字常盤 の二四五	居宅介護支援事業者
屋町二五七	弘前市大字常盤 の二四五	居宅介護支援事業者
森所 めく みの	弘前市大字常盤 の二四五	居宅介護支援事業者
町二五七	弘前市大字常盤 の二四五	居宅介護支援事業者
	平成 二・一	年月日 更

青森県告示第六十一号  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後
協医法公 会療人益 振地社 興域団	振地社 興域団 協医法 会療人	協医法公 会療人益 振地社 興域団
"	"	"
通介護予 所護防	社市社 協社人 議会む 会福社	訪介護予 問護防
！社村協医法公 ！保会療人益 ！健東振地社 ！福通協医法 ！タ福通興域団	ンタ！健東振地社 ！福通協医法 ！セ保会療人	！社村協医法公 ！保会療人益 ！健東振地社 ！福通協医法 ！タ福通興域団
"	"	"
"	"	"

変更前	社会福祉法人むつ市社会福祉協議会	むつ市金谷一丁目一	むつ市ホーメルパルクセンター	むつ市金谷一丁目一	三・九二四
変更後	社会福祉協議会	むつ市中央一丁目八の一	同上	むつ市中央一丁目八の一	同上

青森県告示第六十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護の種類	居宅介護事業所		指定期間
				名称	所在地	
株式会社めぐみ	弘前市大字常盤野字湯段三の二四五	訪問介護	指定訪問介護事業所めぐみの風	弘前市大字常盤野字湯段三の二四五	平成三・九一	
石岡道久	八戸市大字三日町二四石岡商事ビル二階	居宅療養管理指導	いしおかデンタルクリニック	八戸市大字三日町二四石岡商事ビル二階	三・八一	
株式会社町田商会	弘前市大字境関字西田二八の一	福祉用具貸与	サカエ福祉サービス	五所川原市字弥生町一八の八	三・三一	

青森県告示第六十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平

成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	名称	主たる事務所の所在地	介護予防の種類	介護予防事業所		指定期間
				名称	所在地	
株式会社めぐみ	弘前市大字紺屋町二五七	介護予防訪問介護	指定訪問介護事業所めぐみの風	弘前市大字紺屋町二五七	平成三・三二五	
石岡道久	八戸市大字三日町二四石岡商事ビル二階	介護予防居宅療養管理指導	いしおかデンタルクリニック	八戸市大字三日町二四石岡商事ビル二階	三・八一	
株式会社町田商会	弘前市大字境関字西田二八の一	介護予防福祉用具貸与	サカエ福祉サービス	五所川原市字弥生町一八の八	三・三一	

青森県告示第六十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾



変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
ケア株式会社 ミスト	ケア株式会社 ミスト	ケア株式会社 ミスト	ケア株式会社 ミスト	三和工業株式会社	三和工業株式会社
"	"	弘前市大字 石渡一丁目 二二	弘前市大字 石渡一丁目 二二	弘前市大字 小沢五五六	弘前市大字 小沢五五六
"	"	介護予防 居宅療養 管理指導	介護予防 居宅療養 管理指導	介護予防 訪問介護	介護予防 訪問介護
ケア株式会社 ミスト	ケア株式会社 ミスト	ケア株式会社 ミスト	ケア株式会社 ミスト	サンワ訪問 センター シヨク	サンワ訪問 センター シヨク
弘前市大字 石渡一丁目 二二	弘前市大字 石渡一丁目 二二	黒石市寿町 七の三	黒石市寿町 七の三	弘前市大字 小沢二〇〇	弘前市大字 小沢二〇〇
"	"	三・四・一	三・四・一	平成 三・九・一	平成 三・九・一

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭